

第3回臨時議会が、7月22日に開かれ、工事請負契約の締結4件を原案のとおり可決しました。

また、9月17日から第3回定例議会が開催され、消防団条例の一部改正、補正予算、工事請負契約の締結等が提案され、それぞれ原

案のとおり可決しました。同時に提案された19年度一般会計と14の特別会計の決算は、決算特別委員会を設置し、審査することとしました。

一般質問は5議員が行い、町執行部の取り組み等を問いました。

決まりました
こんなこと



第3回臨時議会

工事請負契約の締結

(町道初湯川上初湯川線

岡田橋橋梁整備工事)

指名競争入札により株

式会社板橋製作所が61

42万5千円で落札し、

契約するものです。

(全員一致)

工事請負契約の締結

(防災無線施設整備工事)

指名競争入札により沖

電気工業株式会社関西支

社が5億3655万円で

落札し、契約するもので

す。

(全員一致)

工事請負契約の締結

(南山野球場照明設備設

置工事)



照明設備を設置する南山野球場

第3回定例会

指名競争入札により株式

会社浅田電機が5864

万2500円で落札し、

契約するものです。

(全員一致)

工事請負契約の締結

(林道小谷線開設工事)

指名競争入札により株

式会社美山組が4698

万7500円で落札し、

契約するものです。

(全員一致)

地方自治法の一部を改

正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する

条例の制定

地方自治法の改正によ

り「議員報酬」が監査委

員等他の委員とは別枠で

規定されたことから、

「議会議員の報酬等に関

する条例」及び「特別職

の職員で非常勤のもの
の報酬等に関する条例」に
ついて、報酬の表現と引
用条項を改正するもので
す。

(全員一致)

監査委員条例の一部改

正

財政の健全化比率及び

資金不足比率を監査委員

の審査に付した上で公表

すること等を定めた「地

方公共団体の財政の健全

化に関する法律」が施行

されたことに伴い、条例

において監査委員の審査

する事項を追加するもの

です。

(全員一致)

消防団条例の一部改正

合併後、旧町村消防団

の組織をそのままにして

活動してきましたが、一

つに統合すべく条例を改

正するものです。

(全員一致)

消防団員等公務災害補

償条例の一部改正

10月1日から国民金

融公庫や農林漁業金融公

庫などの政府系金融機関
が、株式会社日本政策金
融公庫として再編される
ことに伴い、金融機関の
名称を変更するもので
す。

(全員一致)

移動通信用施設条例の

一部改正

総務省補助要綱で規定

されている通信事業者か

ら徴収できる移動通信用

施設の使用料率が、事業

費の「35分の2」から

「105分の4」に見直

されたことに伴い、条例

を改正するものです。

(全員一致)

土地開発公社定款の変

更

民法及び公有地の拡大

の推進に関する法律の改

正に伴い、監事の職務に

ついて引用する法律条項

を改正するものです。

(全員一致)

一般会計補正予算(第

2号)

予算総額に3539万

2千円を追加し、補正後



携帯電話の通信塔

の額を97億8710万5千円とするものです。

補正の主なもの、歳入では20年度普通交付税等の額の決定に伴う追加補正など、歳出では水道施設改修補助、小規模土地改良事業、機械化林業推進事業の増額など計上したものです。

(全員一致)

介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度における

介護給付費の清算に伴い、支払基金交付金等を返還するための予算825万9千円を計上するものです。

(全員一致)

寒川財産区特別会計補正予算(第1号)

千円を追加し、補正後の額を725万9千円とするものです。

平成19年度繰越金の受け入れと併せて分収林

5・98ヘクタールの間伐事業費を計上したものです。

(全員一致)

平成19年度歳入歳出決算の認定

昨年年度の一般会計ほか特別会計14会計の決算認定です。

この議案は、議長を除く14名の委員で構成する決算特別委員会が審査することとなりました。

(継続審査)

工事請負契約の締結(川中簡易水道配水池築造工事)

指名競争入札により株式会社駒場工務店が5625万9千円で落札し、契約するものです。

(全員一致)

こんな問答

ありました。

第三回臨時会

防災無線施設整備工事

問 従来の防災無線から今回やり換えるということだが概要説明を。また何社で入札を行い、落札のパーセントはどれだけか。

答 従来の機能に加えアンサーバックという子局と本局が交信できる機能を備えている。指名業者は大手6社で落札率は77・8パーセントだ。

問 大きな災害時には当然商用電力が使えなくなるがどのような機能があるのか。

答 停電等の対応は役場に備えている本局に自

家発電装置を設置している。

第三回定例会

移動通信用施設条例の一部を改正する条例

問 改正によって使用料率が低くなっているが、こういった理由か。また、既設の不感地域解

消の施設も新たな負担率で軽減されるのか。

答 移動通信施設整備は国庫補助を受けており、使用料率の改正は国からの指示である。国から町への補助金、補助率を引き上げたため、事業者が負担する分を軽減していくということである。今回の改正は現在進めている5ヶ所のみのものである。

消防団条例の一部を改正する条例

問 美山の分団にだけ、副班長を置いていな



防災無線のマイク・放送施設